

予算特別委員会記録

1 日 時 令和8年3月12日（木）
 午前10時00分 開会
 午後 3時28分 閉会

2 場 所 議場

3 出席委員（21名）

委員長	藤田誠一	副委員長	高塚広義
委員	伊藤義男	委員	渡辺高博
委員	野田明里	委員	加藤昌延
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	井谷幸恵	委員	河内優子
委員	黒田真徳	委員	合田晋一郎
委員	越智克範	委員	小野辰夫
委員	山本健十郎	委員	藤原雅彦
委員	伊藤謙司	委員	大條雅久
委員	伊藤優子	委員	仙波憲一
委員	近藤司		

4 欠席委員
なし

5 説明のため出席した者

副市長	赤尾禎司		
企画部			
企画部長	加地和弘	総括次長（総合政策課長）	松原広
技術監	岩本英浩	財政課長	大西政年
経済部			
経済部長	藤田清純	総括次長（営業推進監）	鈴木今日子
次長（農林水産課長）	菅裕二	観光物産課長	阿部広昭
産業振興課長	佐藤秀樹	地域交通課長	石川徹
農林水産技幹	川又洋一	地域交通課副課長	新元一司
建設部			
建設部長	高橋宣行	総括次長（都市計画課長）	町田京三
建築指導課長	横山和良	道路課長	亀井英明
都市計画課技幹	井手義治	都市計画課技幹	庄野仁規
道路課主幹	瀬崎知尋	道路課技幹	黒田雅人
建築指導課副課長	石川貴弘		
農業委員会事務局			
農業委員会事務局長	原道樹		
教育委員会事務局			
教育長	長井俊朗	教育委員会事務局長	竹林栄一

総括次長（社会教育課長）	安 永 亮 浩	次長	守 谷 憲 二
学校教育課長	高 橋 憲 介	学校施設課長	正 岡 大 典
学校教育課主幹	鈴 木 博 宣	学校教育課指導主幹	矢 野 秀 和
学校教育課指導主幹	星 加 大 輔	学校教育課指導主幹	五十嵐 直 人
学校施設課主幹	眞 鍋 直 樹		

消防本部

消防長	後 田 武	総括次長（消防総務課長）	高 橋 茂 雅
消防総務課副課長	守 谷 涉		

港務局事務局

港務局事務局長	山 下 武	港湾課長	西 本 吉 宏
---------	-------	------	---------

6 委員外議員

議 長	田 窪 秀 道	副議長	篠 原 茂
-----	---------	-----	-------

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 知 輝	議会事務局次長	松 平 幸 人
議事課調査係長	伊 藤 博 徳	議事課主任	田 辺 和 之

8 付託案件

議案第20号から議案第28号

9 会議の概要

午前10時00分開会

<第4グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算
○鈴木総括次長（営業推進監）（ため池等整備事業説明訂正）

<質 疑>

有害鳥獣駆除費

○委員（近藤司） 1点目は、令和8年度の事業費として1,511万9,000円が計上されていますが、前年度と比較してどのようになっていますか。4つの事務事業に分けられていますが、それぞれの事業で前年度と比較して答弁していただきたいと思ひます。

2点目、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金が拡充されていますが、その内訳についてお伺ひします。

3点目、9月定例会の一般質問での答弁の中で、捕獲圧の強化を目的に他自治体の事例を参考にしながら、新たな機材の調査研究を行っていくと答弁していますが、令和8年度の事業費の中に反映されているのでしょうか。

4点目、イノシシの駆除実績については、令和

4年度が308頭、令和5年度が120頭、令和6年度が335頭となっていますが、令和7年度の現在までの状況についてはどのようになっているのでしょうか。また、令和8年度の駆除目標を何頭に設定しているのかも伺ひします。

○菅次長（農林水産課長） まず、令和8年度の当該事業費については1,511万9,000円で、前年度比145万4,000円の増額です。また、4つの事務事業の前年度比較については、有害鳥獣駆除事業は670万1,000円で前年度と同額、捕獲隊支援事業補助金は27万5,000円で前年度比4,000円の減額、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金は527万5,000円で前年度比104万5,000円の増額、有害鳥獣農作物被害対策事業は286万8,000円で41万3,000円の増額です。

次に、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金の拡充については、イノシシ対策として捕獲圧を強化するため、新居浜市鳥獣被害対策協議会が所有している箱わなの更新で、新たに箱わな10基の購入を予定しています。

次に、令和8年度の事業の中で新たな機材が反映されているかについては、先ほど申し上げたと

おり、今回はイノシシ用の箱わな更新で10基の購入を計上しています。

次に、令和8年2月末現在のイノシシの駆除実績については103頭です。令和8年度の駆除目標については、新居浜市鳥獣被害防止計画において、捕獲頭数330頭を計画しています。

○委員（近藤司） 計画では駆除目標を年間330頭程度にしていると思いますが、2月末現在で103頭と3分の1程度になっている要因はどのようなものがあるのでしょうか。

○菅次長（農林水産課長） 令和6年度に335頭捕獲したことにより個体数管理が進んだこと、また山中の餌等が今年は非常に多くあったことから、人里へ出没するイノシシが減ったものと考えています。

○委員（近藤司） そのような理由であれば、また頭数が増えてくるのではないかと思います。去年たくさん捕獲したから今年は調整するのではなくて、目標頭数程度まで捕獲して頭数が増えないようにすべきだと思います。

後で要望もしますが、来年度に向けて計画を考えておいてください。

○副委員長（高塚広義） 1点目、有害鳥獣駆除事業ということで、市内の猟友会、駆除隊等に1頭1万円の奨励金を支給するとなっていますが、駆除隊の人数、また、個体の駆除状況について教えてください。

2点目、捕獲隊支援事業補助金について、事業の内容についてお伺いします。

3点目、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金について、有害鳥獣の種類や駆除への奨励金についてお伺いします。また、補助機材、箱わなの購入費用の補助についてお伺いします。さらに、補助対象期間が4月1日から10月31日までとあるが、この期間以外で駄目な理由、また補助率についてお伺いします。

4点目、有害鳥獣農作物被害対策事業について、国、県の事業では補助の対象とならない個人が行う有害鳥獣対策の内容及び電気柵等の購入費用の補助についてお伺いします。また、ニホンザルの追い払い用煙火の配布とあるが、他の方法について調査、検討されたのかお伺いします。

○菅次長（農林水産課長） まず、駆除隊員の人数については、令和7年4月1日現在で41名です。個体の駆除状況については、令和8年2月末

現在で、イノシシが103頭、ニホンジカが275頭、ニホンザルが19頭で、合計で397頭です。

次に、捕獲隊支援事業補助金の事業内容については、国の要領において鳥獣被害の拡大に対応するため、捕獲隊の組織づくりを支援し、地域の被害を減らすことを目的としており、本市においては、この趣旨を踏まえ、市内3猟友会等に所属する駆除隊員の猟友会会費及び狩猟免許の更新料等の補助となっています。

次に、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金の対象となる有害鳥獣の種類については、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3種類で、奨励金については、これらの有害鳥獣を捕獲した際に、1頭につき定められた金額を支給するものです。

捕獲機材の箱わな購入については、捕獲圧の強化を図るため、新たに10基の箱わなの購入を予定しています。

本市において、捕獲対象期間を4月1日から10月31日までとしている理由については、愛媛県の狩猟期間である11月1日から翌年3月15日までの狩猟によって捕獲した個体が誤って補助対象となることを防止するためです。補助率については、国の制度に基づき、駆除への奨励金は10分の10の定額補助、箱わな等の捕獲機材は2分の1の補助となります。

次に、有害鳥獣農作物被害対策事業の国や県の補助では対象とならない個人が行う有害鳥獣対策については、市内の鳥獣被害防止対策を支援するため、市独自に補助制度を設けており、防護柵などの資材購入費の税抜き額の2分の1を補助しています。補助上限額は、認定農業者及び認定新規就農者が5万円、それ以外の農業者等が3万円で、家庭菜園についても補助対象としています。

ニホンザルのほかの追い払い方法の調査検討については、エアガン等を検討しましたが、対象に直接当てなければ効果が見込めないことや目的外使用の懸念があること、また取扱い上の安全面に注意すべき点が多いことから、現状では一度に群れ全体を追い払う効果が高く、少人数で対応でき、人慣れさせない有効な手法である煙火による追い払いを実施しています。

○副委員長（高塚広義） 目に見える効果を出すことは本当に難しいと思いますが、現状に対しての認識や課題について、分かる範囲で説明をお願いします。

○**菅次長（農林水産課長）** 現状の認識として、鳥獣の捕獲については、ここ数年間において隔年で増加減少を繰り返しているような状況になっています。今年度はイノシシの捕獲自体も3分の1に減少していますので、来年度は山の状況にもよりますがイノシシが里山のほうに下りてくる可能性があると考えていることから、住民が防御できるような体制を整えて、猟友会と連携しながら対応したいと考えています。

○**委員（伊藤義男）** 令和8年度の駆除目標の設定についてですが、今年は四国では餌となるドングリが豊作だということを知っており、栄養価が高ければ繁殖力が増すという性質を持っていることから、その辺も加味した設定になっているのかを教えてください。

○**菅次長（農林水産課長）** それも含めた上での計画の数値となっています。

中小企業金融対策費

○**委員（越智克範）** 融資限度額拡大幅の設定根拠はどのようなのですか。また、これまでの融資利用状況はどのようになっていますか。

2点目として、融資期間の延長とはどのような内容でしょうか。また、利用する場合の条件が何かあれば教えてください。

3点目として、経営指導、融資審査の相談の実績と予算費用の内訳はどのようになっていますか。

最後に、他市に比較して新居浜市の支援内容をどう評価していますか。

○**佐藤産業振興課長** 融資限度額拡大幅の設定根拠については、愛媛県信用保証協会が令和8年4月1日付で市町村中小企業振興資金融資制度保証要綱及び市町村中小企業緊急経営資金融資制度保証要綱を改正し、融資限度額を、振興資金については1,000万円、緊急経営資金については1,500万円と設定するのに合わせ、本市融資制度の上限額を拡大させるものです。

これまでの融資利用状況については、令和8年1月末時点における新居浜市中小企業振興資金の長期融資の貸付残高としましては462件、9億8,482万2,600円となっており、令和8年1月末までの今年度の利用は115件、3億9,878万円となっています。新居浜市中小企業緊急経営資金の貸付残高としましては83件、4億8,680万5,910円で、今年度の利用は18件、1億4,250万円となってい

ます。新居浜市中小企業振興資金の季節融資については、現在貸付残高はありません。また、新居浜市中小企業設備近代化資金の貸付残高は8件、1億1,633万2,000円となっており、今年度の利用はありません。

融資期間の延長については、新居浜市中小企業振興資金の長期融資が現行5年から7年以内に、新居浜市中小企業緊急経営資金が6年から10年以内に延長するものです。

利用条件については、愛媛県信用保証協会の保証対象となる中小企業者及び中小企業者で組織する組合であって、市内において1年以上継続して同一事業を営業しており、市内に住所を有する個人、もしくは市内に本店を有する法人または市内に事務所を置く組合で、納期経過分の市税等を完納していることが条件となっています。

また、緊急経営資金については、加えて申請する月の直近3か月間の月平均売上が前年または前々年の同期の月平均売高と比較して3%以上減少していることが条件となります。

経営指導及び融資審査の相談実績については、令和5年度は面談や電話等での窓口指導が278件、調査に向くなどの巡回指導が239件、令和6年度は窓口指導が230件、巡回指導が248件となっています。

予算費用の内訳については、融資に係る審査や相談、状況報告などの業務委託料となっています。

他市との支援内容の比較と評価についてですが、現行制度については、県内他市と融資メニュー、限度額ともほぼ同様なものとなっていますが、今回の愛媛県信用保証協会の要綱改正に合わせた令和8年4月1日からの融資限度額の変更などを予定しているのは県内でも少数であり、東予地域の市ではないと伺っており、取扱金融機関からは、低利の固定金利で利用できる市融資制度の限度額の拡充及び期間の延長は市内中小企業者の支援につながるとの声をいただいています。

○**委員（越智克範）** 新規事業やスタートアップ事業についての融資はどのように考えているのですか。

○**佐藤産業振興課長** 政策金融公庫等の新規事業、スタートアップに対する融資制度もあるため、民間金融機関のものを利用してもらうような形で考えています。

○委員（越智克範） この項目とは直接関係ないということですか。

○佐藤産業振興課長 はい、そのとおりです。

企業立地促進対策費

○委員（片平恵美） 昨日の最初の説明で、今回の計上されている分は繰越分であるという説明を受けました。2億円は繰越分だと思いますが、8万3,000円についての説明をお願いします。

○佐藤産業振興課長 8万3,000円については、県、市町などで組織する愛媛県地域産業活性化協議会の負担金となっています。

○委員（片平恵美） 地域産業活性化協議会とはどのようなものか教えてください。

○佐藤産業振興課長 愛媛県地域産業活性化協議会は、県内の市、町、金融機関、学術機関などで組織する地域における産業集積の活性化、産業集積などの地域特性を活用した事業の実施に関し必要な協議を行い、企業立地などを促進するための組織です。企業の動向のリサーチなどの情報収集や企業誘致担当職員のスキルアップの研修などを行っています。

生活路線維持運行対策費

○委員（山本健十郎） まず1点目は、予算額8,284万4,000円の予算の内容についてお伺いします。

2点目は、事業の詳細な内容と取組についてお伺いします。

3点目は、事業推進の中での問題点についてお伺いします。

○石川地域交通課長 生活路線維持運行対策費の予算内容については、市内のバス路線を維持するため、運行事業者に補助金を交付するものです。

次に、事業の詳細な内容と取組については、市内を運行するバス路線のうち、近隣他市との広域移動に必要不可欠な路線として、国と県の補助を受けて運行している周桑・山根線、中萩線、新居浜・川之江線、今治・新居浜線の4路線と、市内のみを運行する路線のうち県の補助を受けて運行している黒島線、広瀬・多喜浜線の2路線について、市においても補助金を交付し、路線の維持、改善を図ろうとする取組です。

次に、事業進捗の中での問題点については、この補助金制度により費用面での支援を行い、バス路線の維持、改善を図ろうとしていますが、費用とは別の乗務員不足という問題が生じており、路

線の維持が困難となっていますので、その点が一番の課題であると考えています。

○委員（山本健十郎） この問題は根が深くて再三議題に挙がっていますが、恐らく乗客数は物すごく少ないのではないかと思います。概略で構いませんので、1日のバスの乗客数はどれぐらいですか。

○石川地域交通課長 路線バスの利用者数については、市内の路線の延べ利用者数は、令和4年度が24万7,000人余り、令和5年度が26万9,000人余り、令和6年度が29万2,000人余りであり、一定の御利用はいただいていると認識しています。

○委員（山本健十郎） 市内ではデマンドタクシーもしていますが、新居浜市として市内循環バスのようなことをしようという考えはありませんか。

○石川地域交通課長 循環バスについては、昨年度に国や県、市、事業者、市民代表の方などで構成する地域公共交通活性化協議会において再三協議を行った中で、利用者の方から、もし循環バスをすとなれば、今、乗換えなしで行くことができる目的地へ必ず乗換えをして行かないといけなくなるので、利便性が低下するというような意見が多かったことから、昨年度の協議の中では循環バスは導入しないという結論になっています。

今後においても、循環バスの利用の要望が高まるようなことがあれば、改めて活性化協議会の中で協議をしていきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） いろいろ問題はありますが、このまま継続したやり方で、当分は進めていくというお考えですか。

○石川地域交通課長 先ほど申し上げたとおり、路線バスの利用者は延べで29万人余りです。もし路線バスをなくすとなれば、新たな交通手段でその方たちの移動を支えるか、デマンドタクシーで支えるかというようなこととなりますが、新たな交通手段の導入についても、デマンドタクシーで支えるにしても、いずれにしても費用面と乗務員不足という課題がありますので、すぐに新たな移動手段やデマンドタクシーで支えることは難しいと思っており、当面は現在の交通を維持していくことに努めたいと考えています。

地場産業育成費

○委員（仙波憲一） 新居浜ものづくりブランド

の認定基準を変更し、ブランドの拡大に取り組むとありますが、具体的に何をどのように変更したのですか、またブランド拡大に取り組む上で、対応はどのようにするのでしょうか。

○佐藤産業振興課長 新居浜ものづくりブランド認定の対象を製造業全般とすることで、これまで以上に幅広い範囲でものづくりに携わる市内企業の取組をブランド認定し、PR、支援することで新居浜ものづくりブランドのさらなる拡大に取り組んでいきたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 白いもなどの農産物は対象から外れるのですか。

○佐藤産業振興課長 これまで食品製造業は対象になっていませんでしたが、新居浜ものづくりブランドとしては、製造業というところに拡大して、食品製造業も対象にしていきたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 次に、営業本部として活動すると聞いていますが、どのようにするのでしょうか。

○佐藤産業振興課長 営業本部の活動として、より強力に推進するために、展示会への出展数を増やす予定としています。

商店街活性化対策費

○委員（伊藤義男） 1点目、本補助金の令和8年度予算額はどのような実績値を基に積算されたのでしょうか。直近年度の百縁笑点街&さんさん産直市の開催1回当たりの総事業費、補助金額の実績を踏まえて、具体的に説明してください。

2点目、令和8年度の事業における想定収入、出展料、協賛金、その他収入と総事業費の内訳はどうなっていますか。また、その前提となる直近年度の収支実績はどのような状況であったか教えてください。

3点目、令和8年度の市補助金は、総事業費に対して何%を占める設計となっているのか、その割合は直近年度と比較して増減はあるのか教えてください。

4点目、令和8年度における実行委員会の会計管理体制はどのように確認されますか。また、令和7年度の執行状況を踏まえて管理体制の見直しは行われているのか教えてください。

5点目、本事業の透明性確保の観点から、令和8年度分について収支報告書を市として公表する考えはありますか。また、直近年度の実績につい

ても公開状況をお示してください。

○佐藤産業振興課長 直近年度である令和6年度の百縁笑点街&さんさん産直市は年間12回開催され、総事業費は198万1,260円、1回当たりに換算すると16万5,105円、補助金額は94万7,000円となっています。

令和8年度の予算額については、これらの実績に加え、令和8年度の開催に向けて実行委員会から提出されている見積額を踏まえた上で、補助金交付要綱に基づき補助対象経費の額の2分の1以内、95万円を限度として予算額として計上しているものです。

令和8年度事業における想定収入については、実行委員会の見積りによりますと、出展料等が22万円、市補助金が95万円、商工会議所補助金が90万円の合計で207万円を見込んでいます。また、総事業費については、人件費などの報償費が40万円、広告費が49万円、チラシ作成などの印刷製本費が40万円、保険料が2万3,460円、駐車場借上料などの使用料及び賃借料が3万3,000円、イベント運営費などの委託料が60万円、郵送費などの通信運搬費が4万円、消耗品費が4万円など、合計として207万円となっています。

また、直近年度である令和6年度決算における収入総額については、出展料等で13万4,260円、市補助金が94万7,000円、商工会議所補助金が90万円の合計で198万1,260円となっています。支出総額については、人件費などの報償費が40万円、広告費が44万2,114円、チラシ作成などの印刷製本費が30万9,364円、保険料が2万3,460円、駐車場借上料など使用料及び賃借料が5万1,000円、イベント運営費など委託料が60万円、郵送費などの通信運搬費が3万3,528円、消耗品費が5万9,169円など、合計198万1,260円となっています。

令和8年度の補助割合は、補助対象外の経費も含む総事業費に対して45.9%となっています。直近年度の令和6年度が47.8%であるため、補助率はやや減少しています。

実行委員会の会計管理体制の確認については、市としては、補助金の申請及び実績報告の際に実行委員会から役員名簿の提出を受け、実務担当者から役員構成等の体制について伺っており、役員等に変更があった場合は提出された名簿により体制の把握を行っています。

令和7年度の執行状況を踏まえた管理体制の見直しにつきましては、現時点では実行委員会からは、令和8年度における役員の変更予定はないと伺っています。

本事業の収支報告書の公表は予定しておりませんが、毎年度、事務事業評価表において事業に係る主な経費や事業評価などを市のホームページで公開しており、透明性確保に必要な情報は公表されているものと考えています。

○委員（井谷幸恵） 1点目、百縁笑点街と産直市を主催するのは誰ですか。市側の担当部署はどこで、何人ですか。

2点目、産直市というのはどのようなものと考えていますか。

3点目、たくさんの人に来てもらうために、広報などはどのようにされますか。

4点目、何か所かにベンチを置くといいというふうな声を聞いていますが、御所見を伺います。

5点目、95万円の内訳を教えてください。

○佐藤産業振興課長 百縁笑点街とさんさん産直市の主催は市民の方で組織している百縁笑点街&さんさん産直市実行委員会です。

市の担当部署としては、産業振興課が補助金の交付申請受付、実績報告確認及び補助金の交付などの事務を行っており、事務担当としては1名で対応しているところです。

産直市については、実行委員会からは、これまでと同様に、商店街関係者、市内事業者などによる物産などの出展のほか、昨年、登り道サンロード商店街で実施されましたパンマルシェの出展事業者の継続的な出展などを考えているとお伺いしています。

広報については、主催者である実行委員会からは、チラシの作成、タウン誌への広告掲載及びSNSによる情報発信などにより広報に努めたいと考えていると伺っています。また、市としても、ホームページでチラシを掲載するなどの支援を行っていきたくと考えています。

ベンチの設置については、実行委員会からは、状況に応じて適宜増やして配置していきたくと考えていると伺っています。

95万円の内訳については、市の予算としては、全額が百縁笑点街&さんさん産直市実行委員会に対する補助金となっています。

バス・タクシー乗務員人材確保支援事業費

○委員（藤原雅彦） まず1点目、市内バス・タクシー事業者の乗務員不足の現状、欠員数、平均年齢、離職率など、どの程度調査、把握しているのかお伺いします。

2点目、免許取得支援を受けた乗務員が早期に離職した場合の返還義務や在籍期間要件などは検討されているのでしょうか、お伺いします。

3点目、200万円という予算規模でどれだけの乗務員確保が見込めるのか、お伺いします。

4点目、令和8年度は新規として200万円だが、乗務員不足は構造的な問題があるため、令和9年度以降の継続予算規模の見通しはどうか、お伺いします。

○石川地域交通課長 まず、乗務員不足の現状についてですが、せとうちバスについては、令和6年度の乗務員の平均年齢は50歳で、近年、平均年齢や勤続年数は上昇傾向にあります。不足している人数については、現在の市内バス路線を安定して運行するためには二、三人の新規雇用が必要であると伺っています。また、タクシー事業者においては、平均年齢や離職率といった情報は把握していませんが、今年度、各社が保有する車両のうち稼働できている車両の割合を調査したところ、乗務員不足により六、七割ほどしか稼働できていないというような結果でしたので、タクシー事業者においても乗務員不足の状況にあると認識をしています。

次に、免許取得支援を受けた乗務員が早期離職した場合の返還義務等については、二種免許取得後6か月以内に退職した従業員に係る補助金については返還を求める制度としたいと考えています。

次に、200万円の予算での乗務員確保見込みについては、バス乗務員を2名、タクシー乗務員を10名確保することを見込んでいます。

次に、令和9年度以降の継続予算規模については、令和9年度以降についても事業を継続したいと考えていますが、予算の規模については、令和8年度の補助実績や各社の乗務員不足の状況を踏まえ、検討していきたくと考えています。

○委員（藤原雅彦） 人員不足対策として補助金を出すということで、市に補助金を出してもらいたいということのことだと思えます。大事なことは、バスやタクシーの事業者が人手不足に対して自分たちで人を呼び込む募集など、そのような取

組をしているのでしょうか。

○石川地域交通課長 補助金制度創設に当たって各事業者とヒアリング、協議をした中で、例えばバス会社においては、フリーペーパーで乗務員募集の広報を行うなど、各社それぞれ広報的な部分で努力をされているというような話を聞いています。

物産振興対策費

○委員（越智克範）本市特産品とは何を対象としているのですか。これまでとは違った新しい特産品はありますか。また、売上げ増加につながる対策はありますか。

2つ目として、大府市産業文化まつりのほか、どのような物産展の参加を計画していますか。

3点目として、営業本部との事業の実施体制をどのように考えていますか。実施責任はどちらにあるのか、また、目標額などはどう考えていますか。

○阿部観光物産課長 まず、本市特産品とは、市内の事業者が生産、製造している物産品を指しています。新しい特産品については、各事業者からの情報提供などにより、新製品が開発されていることは承知しています。また、市外での物産展や展示会に積極的に出展、参加することにより、売上げ増加を目指していきます。

次に、どのような物産展への参加を計画しているのかについてですが、大府市と同様に都市間交流協定を締結している横須賀市で開催される、よこすかカレーフェスティバル2026に出展を予定しているほか、新居浜市観光物産協会など、民間とも連携しながら首都圏や関西方面でのイベントへの参加を検討しています。

次に、営業本部との事業の実施体制についてですが、営業本部の職員が部局横断的な営業活動として関わり、さらに効果が期待できる取組については営業本部長である市長がトップセールスを行うことで、より効果的な取組にしていきたいと考えています。

また、実施責任については、基本的には観光物産課にあります。市内の連携や企業等へのアプローチについては、営業本部活動として実施することで成果を上げていく必要があると考えています。

また、目標額などについては、今年度の物産展売上げの成果目標である1,100万円をベースとし

ていますが、令和7年度実績を踏まえた上で、できるだけ早期にお示ししたいと考えています。

○委員（越智克範） 答弁された新しい特産品、新製品には、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

また、物産展に出ていくときの委託先は具体的に決められているのでしょうか。

最後に、前年度からの増加額は一体何に使われるものなのでしょうか。

○阿部観光物産課長 まず、新しい特産品については、最近ではアルコール酒類として、愛媛みかんプレミアムジンリキュールやクラフトビールなどを、菓子類としては、別子飴の別撰別子飴を新製品として出しています。

次に、物産展の委託先ですが、新居浜市観光物産協会を想定しています。

次に、増加額についてですが、営業本部の活動に係る旅費や物産展の出展に係る委託料等が増加しています。

○委員（越智克範） 営業本部との連携を言われたときに、活動の責任は基本的には観光物産課にあるけど、横の連携は営業本部のほうで調整するという話だったと思いますが、計画している頭はどちらになるのですか。

○阿部観光物産課長 観光物産課のほうで計画しています。

○委員（仙波憲一） 県外の物産展への出展の説明がありましたが、物産展に参加するに当たって、これは利益が上がりそうとか、そのようなもくろみはあるのでしょうか。

また、目標金額の設定をしていると思います。どの程度に設定しているのですか。

○阿部観光物産課長 物産展のもくろみについては、県外の物産展で新居浜市の物産を紹介する、PRするということにはなりますが、その物産展自体では売上げはなかなか確保できないと考えていますので、物産展を通して、新規販売先の獲得などによって市内の物産品の売上げ増加を目指していきたいと考えています。

次に、目標金額の設定についてですが、現在、令和7年度の物産展の売上げを取りまとめており、それらも参考にしながら、今年度よりは高い金額での設定をしたいと考えています。

○委員（仙波憲一） ホームページ上で、現在売っているかどうか分からない商品が現実的にあり

ます。物産展に参加した事業者の中で、実際にやめているものや注文してもないものなどがあると思いますが、担当課としてはどのようにされていますか。

○阿部観光物産課長 担当課としては、小まめにチェックを行い、もしそのようなことがあるようならきちんと直すようにしていますし、今後もしたいと考えています。

○委員（仙波憲一） せっかく物産展で店や商品などを宣伝してきて、それがホームページ上にないと、どういうことかなという気持ちになると思います。本当に確認しているかどうかをお伺いしたいとは思いますが、別に嫌みで言っているわけではありません。昨日も、とある物産の人にお会いをしたら、あれはもうやめましたというようなことを言っておられましたので、その辺も含めてもう少し緻密にさせていただきたいと思います。

○委員（伊藤義男） 越智委員の3点目の質問の答弁で、市長のトップセールスということをおっしゃっていましたが、市長のトップセールスの具体的な手法を教えてください。

○阿部観光物産課長 今年度においては、大阪で行われた物産展でトップセールスをしていただきましたが、そのような規模が大きな物産展や、何か核になるようなものがあれば、市長がトップセールスをするのがいいのではないかと考えていますが、来年度については具体的なトップセールスというものは、今のところ予定はしていません。

○委員（伊藤義男） 大きいイベントに行かれてセールスするという事は分かりますが、セールスの仕方はいろいろあると思います。物を持って、いろんなところを回って売っていくとか、声をかけていくなど、いろいろあると思いますが、トップセールスだけだと、ぼわっとし過ぎているので、もう少し詳しくどのような手法なのか教えてください。

○阿部観光物産課長 物産展のブース等に立っていただいて、その物産を紹介することもあります。B to Bということもありますので、企業の方にその商品売り込んでいただいて、買っていただくというようなことも考えています。

午前10時53分休憩



午前11時04分再開

別子山地区森林整備事業

○委員（渡辺高博） 1点目、予算を拡充していますが、これまでの委託料等以外に新たに加わったのはJークレジット関連費用と捉えていいですか。

2点目、Jークレジット創出コンサルティング業務を委託するに当たって、排出権取引について、地元企業の住友グループとの連携を視野に入れた戦略的な提案を受ける用意はありますか。

3点目、創出クレジット販売に結びつける構想があれば伺います。

○菅次長（農林水産課長） まず、令和8年度の予算拡充については、Jークレジット関連の費用として、第三者機関審査費用が132万円、コンサルティング委託料が363万円の合計495万円で、その他の増加分として、間伐面積及び作業道開設延長の拡大、間伐材増加による運送費の増加等に伴い、間伐材売払い手数料が78万3,000円、火災保険料が25万6,000円、及び間伐に係る委託料が517万6,000円の増額、合わせて1,116万5,000円の増額です。

次に、排出権取引に関して、地元企業である住友グループとの連携を視野に入れた戦略的な提案については、住友グループとの連携も視野に入れて事業を進めていきます。

次に、創出したクレジットを販売に結びつける構想については、今後、委託するコンサルティング事業者やいはま営業本部との連携を図りながら、市長のトップセールスをはじめ、いはま営業本部が持つ企業ネットワークを活用し、Jークレジット制度や市が創出するクレジットに関する情報提供を行うことで、市内企業の脱炭素経営のニーズの把握につなげていきます。

○委員（越智克範） 伐採管理業務の実施内容及び過去数年の実施費用、また、今後の計画はどのようになっていますか。さらに、委託先はどこでしょうか。

2点目として、Jークレジット売却収入をどのように見込んでいますか。価格をどのように想定していますか。特に、経済メリットをどのように考えていますか。

3点目として、Jークレジットの令和8年度の事業成果をどのように考え、また、今後の実施方法をどのように考えていますか。

○**菅次長（農林水産課長）** まず、本事業における森林整備の実施内容については、令和4年度より、別子山地区市有林の間伐を実施しています。実施費用については、令和4年度が3,423万円、令和5年度が3,390万円、令和6年度が3,805万円、令和7年度見込みが4,558万円です。

今後の実施計画については、J-クレジットの認証対象期間である16年間は、引き続き、別子山地区市有林の間伐を実施する予定としており、委託先は住友林業株式会社です。

次に、クレジット売却による収益見込みについては、16年間の認証対象期間中に創出されたクレジット1万119t-CO₂を、1t-CO₂当たり5,500円で売却した場合、約5,500万円の収入であり、クレジット創出に係る第三者機関審査費用などの必要経費を差し引くと、16年間の認証対象期間において、約3,000万円の収益見込みです。

経済面でのメリットについては、クレジット収益による新たな財源確保、森林整備コストの負担軽減、脱炭素経営に取り組む企業とのパートナーシップの構築などがあります。

次に、令和8年度のJ-クレジット事業については、まず、第一段階であるプロジェクト報告書の作成及び審査を経て、プロジェクト登録が予定どおり完了することを目標にしています。プロジェクト登録には、制度上の高度な専門技術への対応等が必要となることから、コンサルティング事業者との連携を強化していきます。

また、今後の実施方法については、令和9年度に森林のモニタリングの実施、モニタリング報告書の作成及び審査を経て、令和9年7月頃に初回のクレジット認証・発行を行う予定としています。それ以降については、3年に1回のクレジット認証・発行を行っていきます。

○**委員（越智克範）** このJ-クレジットは、制度ができて10年が経っていますが、なかなか普及しにくいと言われています。手続きが面倒など、いろいろ難しいところがありますが、その辺をどう考えていますか。

そして、申請が難しいのですが、申請代行者は具体的にどこを考えていますか。

また、住友林業株式会社との連携は、具体的にどのようにするのか教えてください。

○**菅次長（農林水産課長）** まず、森林クレジットについては、生物の多様性や地域貢献も含む多

面的な価値が評価されています。2026年4月から始まるGX-E-T-S、排出量取引制度が本格的に始まることもあり、企業が排出削減枠を達成できない場合、他の企業から削減枠を購入するか、適格カーボンクレジットを購入してオフセットする必要があることから、J-クレジット市場の活性化が図れるものと考えています。

次に、申請代行者については、J-クレジットに精通しており、実績のある事業者を考えています。

また、住友林業株式会社との連携を考えています。

○**委員（越智克範）** 申請代行者は具体的には決まっていますか。

○**菅次長（農林水産課長）** そのようなことができるコンサルティング事業者も含め、これから決定していきたいと考えています。

○**委員（越智克範）** 住友林業株式会社とは、具体的にどのような連携をされるのでしょうか。

○**菅次長（農林水産課長）** 住友林業株式会社とは、別子山地区森林整備事業で伐採したデータなどを持っていることから、それを利用して、クレジットの申請等に向けて連携して進めていきたいと考えています。

○**委員（越智克範）** 住友林業株式会社と連携するという事は、売却収益も含めて住友林業株式会社と折半をしていくということでしょうか。

○**菅次長（農林水産課長）** 住友林業株式会社へは間伐に対する事業費を支払い、クレジット事業の委託料については、委託するコンサルティング事業者を支払う形を考えています。

○**委員（伊藤義男）** 本事業により、令和8年度以降、何トンのJ-クレジット創出を見込んでいますか。また、想定販売単価と年間収入見込みは幾らか、その積算根拠を教えてください。

2点目、森林整備費及びJ-クレジット関連経費を含め、投資回収まで何年を想定しているのか、収支シミュレーションを教えてください。

3点目、現時点でクレジット購入の見込みがある企業や連携協議中の事業者はありますか。単なる創出で終わらせない販売戦略はありますか。

4点目、コンサル委託費が計上されていますが、事業終了後、市単独で継続可能な体制は構築できるのか、ノウハウは庁内に蓄積されるのか教えてください。

5点目、森林系クレジットは価格変動や販売停滞のリスクが指摘されていますが、売却できなかった場合の対応策及び財政リスクの試算はあるのか教えてください。あわせて、本事業は環境政策なのか、収益事業なのか、目的を明確にしてください。また、収益が見込めない場合でも継続するのか教えてください。

○菅次長（農林水産課長） まず、クレジットの創出量及び収益の見込みについては、令和8年度から16年間の認証対象期間におけるクレジット創出量は、1万119t-CO₂を見込んでおり、クレジット売却による収益見込みは、創出されたクレジット1t-CO₂当たり5,500円で売却した場合、約5,500万円の収入で、クレジット創出に係る第三者機関審査費用などの必要経費を差し引くと、16年間の認証対象期間において、約3,000万円の収益となる見込みで、年間収益見込みは約18万5,000円です。

次に、J-クレジット事業における収支シミュレーションについては、クレジットの創出及び販売に要する必要経費の合計は約2,500万円で、創出されたクレジットを1t-CO₂当たり5,500円で売却した場合、経費回収には最短で11年程度を要すると見込んでいます。

一方、森林整備については、J-クレジット事業の実施いかんにかかわらず、継続して実施しているものであり、森林環境譲与税等の財源を基に、今後も森林整備を実施していきます。

次に、J-クレジットの購入見込み企業及び連携協議中の事業者については、現時点においては、具体的な購入を検討している企業等はありません。

今後の販売戦略については、ネットワークを活用した多角的な営業を実施できるコンサルティング事業者とともに、地元企業への働きかけ及びいはま営業本部等との連携の強化を図っていきます。

次に、事業終了後、市単独で継続可能な体制の構築及び庁内でのノウハウの蓄積については、J-クレジット制度は制度要件、算定方法、技術基準が随時更新される上に、森林資源量の解析、モニタリング報告書類の作成、第三者機関の検証対応等、専門知識と高度な実務経験を要する分野です。このため、現時点において、市職員のみで全工程を実施し、安定的にクレジットを創出できる

体制を構築することは困難であると認識していますが、庁内へのノウハウ蓄積については、可能な範囲で取組を進め、継続的に引き継げる体制を構築していきます。

次に、森林クレジットについては、市場動向により、価格変動が生じること、また、需要の変動に伴い、販売が停滞する可能性があることを認識しています。市としては、現時点では相対取引での販売を想定しており、相対取引で買手がつかない場合でも、東京証券取引所のカーボン・クレジット市場での売却等で、現金化できないリスクは極めて小さいものと考えています。

本事業の目的については、第一義的には、森林の適切な整備によるCO₂吸収源の確保等を目的とした環境政策であり、クレジット販売はその効果を補完する副次的な収益事業であると考えています。

また、収益が見込めない場合でも継続するのかについては、カーボン・クレジット市場での売却等により、販売リスクは極めて小さいものと考えていることから、事業は継続していく予定です。

○委員（伊藤義男） コンサル委託料についてですが、ノウハウの蓄積は可能な限り行うが、今の時点ではなかなか難しいという返答だったと思いますが、今後、そのコンサルタントに来年度、再来年度も委託する方針なのですか。

○菅次長（農林水産課長） 16年間の認証対象期間は委託する予定です。初年度と2年目、それ以降は3年に1度、契約を締結することとなっています。

○委員（伊藤義男） 脱炭素という名目での環境の政策という形ですが、アメリカではこの脱炭素という議論から抜けるという話が出ていたり、CO₂による温暖化が人類を滅亡させることもないのではないかという議論もされている段階で、かなり周回遅れの政策をされようとしていると思いますが、世界情勢などを見て、もしかしたら途中でなくなるかもしれないということは考えないのですか。

○菅次長（農林水産課長） 新居浜市における温室効果ガス排出の計画にもあるように、それに向けて市としても取り組んでいきますが、森林の整備については、継続して間伐等を実施していくことにより、災害を防ぎ、森林の育成が図られることから、事業の継続は必要だと考えています。

○委員（伊藤義男） 脱炭素というよりも森林整備に力を入れたいという認識でよいですか。

○菅次長（農林水産課長） 担当課としては、森林整備に力を入れていきたいと考えています。

農道維持管理事業

○委員（近藤司） 1点目、令和8年度当初予算に7,000万円計上されていますが、前年度と比較してどのようですか。令和8年度は、この当初予算のみですか。

2点目、本事業は毎年積み残しが出ていますが、令和7年度の現時点での積み残し件数と金額はどうなっていますか。特に農道舗装については、毎年要望も多いですが、積み残しの状況はどのようになっているのか伺います。

○町田総括次長（都市計画課長） まず、本事業については、令和7年度と同じ予算額を計上しています。令和8年度の予算執行は、令和7年度と同様に、当初予算のみで実施する予定です。

次に、令和7年度現時点での、全体の要望積み残し件数は111件で、金額は約1億300万円です。このうち、経過観察箇所を除くおおむね二、三年程度で対応が必要な積み残し件数は19件で、金額は約3,800万円です。

農道舗装に関する全体の要望積み残し件数は30件で、金額は約4,600万円です。このうち、経過観察箇所を除くおおむね二、三年で対応が必要な積み残し件数は9件で、金額は約3,000万円です。

○委員（近藤司） 最近、農道についても、生活道路となっているため、非常に傷んできている所が多いと聞いている。

市道については、期限を区切り、特別に緊急的な舗装実施し、大分よくなっているとは思いますが、農道舗装に対して特別枠をつくり、別の事業で実施するようなことを考えることはできないのでしょうか。

○町田総括次長（都市計画課長） 要望の中には経過観察を行える部分もあり、それ以外の緊急に対応が必要なものについては、積み残しが9件ありますが、これについても条件を整えば、来年度実施可能だと考えています。要望の全てをかなえることは難しいと思いますが、その中で真に必要なものについて精査しながら、効果的に実施していきたいと考えています。

マイントピア別子端出場整備事業

○委員（伊藤義男） 1点目、本整備事業の予算計上に当たり、市長はマイントピア別子代表取締役社長としてではなく、市長としてのみ関与したという理解でよいでしょうか。

2点目、本事業の内容、整備範囲、仕様、事業規模は、観光物産課の内部検討によって決定されたのか、それとも法人側からの要望に基づくものなのか説明してください。

3点目、市長が代表を務める法人に関する事業であることから、本事業の予算決定過程において、関与制限、第三者確認等の何らかの利益相反回避措置は取られているのか説明してください。

4点目、本整備事業の費用対効果はどのように算定していますか。また、収益見通しや利用者増加見込みは具体的に示せるのか答えてください。

5点目、市長が代表を務める法人に対する整備事業であることについて、市民に対し公平性、透明性の観点から十分説明可能な体制が整っていると考えていますか。

○阿部観光物産課長 まず、1点目の市長としてのみ関与したという理解でよいかということについては、認識のとおりです。

2点目ですが、新居浜市観光交流施設は、市の公共施設であることから、工事、修繕等は指定管理者である株式会社マイントピア別子と協議し、市が計画的に実施しています。このため、令和8年度においても、指定管理者との協議を経て観光物産課が予算を要望し、査定されたものです。

3点目の利益相反の回避については、法令で定められているため、これを遵守しています。また、本事業の予算の決定については、観光物産課の予算要望に基づき、市議会に議決いただくことから、第三者の確認についても適正に行われているものと考えています。

4点目の本事業の費用対効果について、本事業の目的は施設の適正な維持管理を行うことです。また、新居浜市観光交流施設は、利用料金制による指定管理者制度を導入しており、施設を適正に整備することで利用料金を維持し、安定した収入が見込め、施設の継続した運営ができるものと考えています。

5点目ですが、本事業は、法人に対する整備事業ではなく、市が所有する公共施設に対する整備事業です。予算については、他の事業と同様に市議会の議決をいただくこととなっています。

○委員（伊藤義男） 内部の検討についてですが、マイントピア別子と市で協議したということですが、その協議の場に市長は出席してたのですか。

○阿部観光物産課長 出席していません。

○委員（小野志保） 1点目、内訳を教えてください。

2点目、令和8年度は別子温泉にある炭酸泉の改修とありますが、ほかに端出場ゾーンにおける施設・設備等のメンテナンス及び改修工事の予定はありますか。

○阿部観光物産課長 まず、内訳については、別子温泉を含むマイントピア別子端出場ゾーンにおける修繕料として、719万8,000円、別子温泉の内湯における内壁清掃及び端出場ゾーン内の漏水調査のための委託料を170万5,000円、別子温泉の炭酸泉改修工事として1,500万円、露天風呂に設置しているテレビの更新のための備品購入費が7万円となっています。

次に、現時点で予定しているメンテナンスや修繕工事としては、毎年2月の定期休館に合わせて実施する定期改修工事及び別子温泉の内湯の内壁清掃を予定しています。その他については、突発的に発生する施設、設備の不具合に随時対応することとなっています。

◇

議案第21号 令和8年度新居浜市渡海船事業特別会計予算

○鈴木総括次長（営業推進監）（説明）

<質疑>

○委員（黒田真徳） まず、令和7年度予算からの増額について、主な理由を教えてください。

2番目に、航路の改善とはどのようなものが考えられますか。

3番目に、事業収入、乗客収入はどのように見積もりましたか。

○石川地域交通課長 まず、令和7年度からの予算増額の主な理由については、まず、船舶燃料費の単価上昇が見込まれることから、燃料費を約25万円増額しています。また、法定の船舶検査において、船舶おおしま7が5年に一度精密な検査を行うこととされている定期検査を受検することから、船舶検査業務委託料を約840万円増額しています。また、航路の課題等を調査し、航路の維持、改善に向けた方針等を定める航路改善計画を

策定するため、事業再編計画調査業務委託料500万円を新規に計上したことなどにより、前年度よりも予算が増加しています。

次に、航路の改善についてですが、航路の改善とは、将来にわたり航路を維持していくため、経営状況を改善したり、安全な運航体制への改善を図るための取組を行うものです。

本市における具体的な取組事項については、次年度に実施予定の航路調査の結果を踏まえて検討したいと考えていますが、他の航路の事例では、利用状況に応じたダイヤの見直しや利用料金改定による経営の改善、船舶や設備の更新による安全性の向上等に取り組まれています。

次に、乗客収入の見積りの根拠についてですが、輸送収入の予算額1,256万4,000円については、令和6年度の決算額と同額を計上したものです。

○委員（加藤昌延） 現在、イラン情勢から燃料費が高騰すると予想されていますが、増額などを考えていますか。

○石川地域交通課長 予算要望を行ったときには全く想定していなかった事象が起きているため、今後の状況を見ながら予算についても考えていきたいと思っています。

<要望> なし

<採決>

議案第21号 全会一致 原案可決

午前11時39分休憩

◇

午前11時42分再開

<第5グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○町田建設部総括次長（都市計画課長）（説明）

○西本港湾課長（説明）

<質疑>

空き家等対策事業費

○委員（大條雅久） 令和7年度より増額となり、対象の空き家の件数も増えたと思いますが、対応できる空き家の数は何件になりますか。

事業対象の危険な空き家は、市内にどのくらいの数がありますか。

令和7年度から繰り越して補助金を待っている物件はありますか。あれば、件数を教えてください。

危険な空き家の所有者、相続人以外からの相談

ほどのくらいありますか。

○横山建築指導課長 まず、老朽危険空家除却補助事業で対応できる空き家の件数については、令和7年度の補助件数9件から6件増やし、令和8年度は補助件数15件を見込んでいます。

次に、老朽危険空家除却補助事業の対象となる可能性のある市が把握している危険な空き家は、令和8年2月末時点で65件となっています。

次に、補助金を待っている物件については、令和7年度に予算額に達した以降に数件の相談があり、令和8年度の申請を予定している物件は6件となります。

次に、危険な空き家の所有者以外からの相談件数については、令和8年3月2日時点で38件となっています。

○委員（大條雅久） 危険な空き家の所有者以外からの相談38件は、どこから寄せられていますか。

○横山建築指導課長 自治会や近隣住民からです。

○委員（大條雅久） 事業対象となる可能性がある空き家が65件ということですが、この相続人または所有者は判明していますか。

○横山建築指導課長 相続人を全て調べているわけではなく、相談があったものに対して、権限をもって調べたもののみ判明しています。

○委員（大條雅久） 相談があり、現地を見に行き、危ないという認識を持ったのが65件ですか。そして、その権利関係は調べないのですか。

○横山建築指導課長 65件については、相談があった件数ではなく、こちらが事前に調べた中、不良度判定のCやDであるものが65件ということです。相談があれば、まずは所有者を調べ、それでも分からなければ相続人を調べています。

○委員（大條雅久） 危険な空き家の所有者以外からの相談件数38件というのは、所有者なり相続人が判明しているのですか。

○横山建築指導課長 この38件については判明しています。

○委員（大條雅久） 今後の対応ですが、所有者はどのような対応をされようとしているのか。無関心なのか、何とかしたいと思っているのか、そこら辺はどうですか。

○横山建築指導課長 所有者に対しては、適切な管理依頼をしていますが、強制力はないため、今

後も粘り強く依頼していこうと思います。

○委員（大條雅久） 空き家の関連ですが、危険な空き家を特定空家に指定したことは過去ありますか。

○横山建築指導課長 過去には特定空家の指定をしています。そのうちの1つは略式代執行を行いました。

現在、特定空き家はゼロ件です。

○委員（大條雅久） 相続登記が義務化されて、所有者不明、相続先がよく分からないといった危険な空き家を中心に、所有者が分かりやすくなりましたか。相続が進んでいますか。

○横山建築指導課長 相続について、分かりやすくなったかという点、実感できるほどではないです。

○委員（野田明里） まず1点目、管理不全空き家のこれまでの指導・勧告状況と、それを鑑みた上での来年度の目標を教えてください。

2点目、空き家の除却以外の対策は何か計画していますか。

3点目、空き家にしない取組等、市民への啓発は何か計画していますか。

4点目、空家等対策協議会の具体的な開催予定、頻度や協議事項等や開催目的を教えてください。

○横山建築指導課長 まず、管理不全空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項において、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空き家と定義されています。

現在、管理不全空き家の認定はなく、指導及び勧告はありませんが、今後も管理不全空き家とならないよう適切な管理の依頼を行っていきます。

次に、空き家の除却以外の対策及び空き家にしない取組等、市民への啓発については、出前講座の実施、ホームページや市政だよりへの掲載、固定資産税納税通知書へのチラシの同封を行っています。

空家等対策協議会については、令和8年度は2回の開催予定としています。

協議会では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項、空き家等の適正な管理に関する事項、特定空家等に対する措置に関する事項について協議を行います。

○委員（野田明里） 出前講座は、具体的にどのような内容で何回程度開催しましたか。

○横山建築指導課長 去年は船木地区で1回開催しました。

○委員（野田明里） 来年度はもう少し回数を増やす計画はありますか。

○横山建築指導課長 出前講座の回数は相手方の依頼によって決まりますが、多い年は年に3回程度実施しています。

○委員（伊藤義男） 事業対象の空き家は65件ということですが、どの校区が一番多いですか。

また、空き家の所有者以外からの相談件数が38件ということですが、どのような流れで相談があったのですか。例えば、電話、LINEの損傷報告などで上がってきたのかということをお教えください。

○横山建築指導課長 まず、校区については、市内全体の空き家数は、川西地区で371件、川東地区で700件、上部地区で776件を把握しています。

また、相談の流れについては、基本的には電話が多く、その後に建築指導課の窓口での相談が多いです。

道路舗装等事業（公共）

○委員（小野辰夫） 1番目、市内の道路舗装状況を見ると、舗装状況は悪いと思いますが、どういった基準を設けているのか教えてください。

2番目、予算は4,500万円ですが、十分な予算なのでしょうか。

○亀井道路課長 まず、幹線道路については5年に1回の頻度で舗装の健全性を判断する路面性状調査を行い、その診断結果から修繕計画を立てて修繕を実施しています。

生活道路については、市民からの修繕要望や道路パトロールにより把握した老朽化箇所を、通行に支障がないかなどの安全性、路線の重要性や通行量、舗装の損傷程度、地元からの要望の強さ、協力が得られるかなどを総合的に判断し、修繕を実施しています。

次に、予算については、市内には修繕が必要な路線が多数存在し、計画的な修繕を実施する必要があり、今後も継続的な予算の確保が必要であると認識しています。

このことから、限られた予算を最大限活用できるよう、国の交付金等を活用するなど、舗装修繕に適用できる制度を注視し、予算確保に努めてい

きたいと考えています。

自転車通行空間整備事業

○委員（河内優子） 事業費の内訳と今年度の計画を伺います。

○亀井道路課長 予算額1,000万円の内訳については、自転車専用通行帯を設置する工事費として見込んでおり、大生院校区の上部東西線のうち、現在供用中の国道11号から大生院小学校付近までの区間に設置する予定としています。

○委員（合田晋一郎） 将来ビジョンをどのように描いているのか伺います。

また、事業によつての具体的にどのような効果、成果を期待しているのか伺います。

○亀井道路課長 まず、将来ビジョンとしては、市民が安全で快適に自転車を利用できる環境を整備することにより、移動手段としての自転車利用を促進し、環境負荷の低減や健康増進にも寄与するまちづくりを目指していきたいと考えています。

次に、期待する効果、成果については、自転車通行空間を明示することにより、自転車と自動車、歩行者、それぞれに通行ルールを分かりやすくすることで、安全性の向上が図られるものと考えています。

宇高西筋線改良事業（街路）

○委員（越智克範） 1つ目、費用の内訳はどのようなになってますか。

2つ目、これまでの実績と今後の計画はどのようなですか。工程どおり進捗していますか。

3つ目、事業を進める上での課題はありませんか。あるとすればその対策はいかがですか。

4つ目、県との連携はどのように進めていますか。

○亀井道路課長 まず、1点目の予算額1億5,190万円の内訳については、土地購入費として2,210万円、家屋等の移転補償費として1億2,490万円、次年度以降の家屋等の移転補償に係る調査業務を実施する委託費として400万円、土地購入に係る不動産鑑定料として90万円を見込んでいます。

2点目のこれまでの実績と今後の計画については、令和5年度に事業着手後、令和5年度から令和6年度にかけて、測量設計、用地取得に係る調査等を実施し、今年度より用地の取得及び家屋等の移転にも着手しており、令和8年度も引き続き

用地の取得及び家屋等の移転を予定しています。

令和9年度以降は、用地取得の状況を勘案し、道路改良工事にも着手する見込みです。

現在のところ、用地取得の着手が当初予定より遅れていますが、地権者及び関係者の協力を得ながら、事業進捗に努めます。

3点目の事業を進める上での課題及び対策については、本事業においては、他の道路改良事業と比較し、起業地部に家屋移転が必要となる土地が多くあることから、所有者との移転交渉及び家屋移転完了までに時間を要することが事業を円滑に進める上での課題となりますが、所有者との交渉期間及び家屋移転期間を十分に確保できるよう、事前調査から所有者と丁寧な協議を重ねる必要があると考えています。

4点目の県との連携については、愛媛県においても、本事業に隣接する区間を事業着手していることから、本事業との関連性が深いため、双方の事業説明会への参加や道路計画内容や事業進捗の情報共有を定期的実施し、連携を密にすることにより、円滑な事業推進を図れるよう調整を実施しています。

○委員（越智克範） 工事の完了時期は、予定どおりですか。工事の完了はいつの予定となっていますか。

また、次回の地元への説明会は、いつ頃を予定していますか。

○亀井道路課長 当初の予定どおり、令和11年度の完成を予定しています。

地元説明会ですが、宇高西筋線については、地元説明会はもう予定していませんが、関連する西原松神子線改良事業は令和9年度に説明会を予定しています。

西原松神子線改良事業（街路）

○委員（合田晋一郎） 改良工事のスケジュール、見通しについて伺います。

また、当該路線の東西方向への延伸計画の有無について伺います。

○亀井道路課長 まず、改良工事のスケジュールについてですが、西原松神子線については、令和8年度から事業に着手し、新居浜市及び愛媛県にて事業中である宇高西筋線の事業進捗を勘案しながら、早期の完成を目指していきます。

次に、東西方向への延伸計画の有無については、宇高西筋線との交差点東側においては、愛媛

県が今年度から延長約260メートルを事業化しており、交差点西側においては、今回の事業化を行う区間以西について、現在のところ延伸する計画はありません。

滝の宮公園リニューアル事業

○委員（合田晋一郎） 事業の効果をどのように捉えていますか。

○町田総括次長（都市計画課長） 事業の効果としては、来園者数を成果指標の目標値としています。年間の来園者数は、事業開始時である平成31年度の18万6,000人から、令和6年度では21万7,000人へと3万1,000人増加しており、子供から高齢者まで幅広い世代が快適に利用できる憩いと交流の場として多くの方に利用していただいているものと考えています。

がけ崩れ防災対策事業

○委員（藤原雅彦） まず、令和8年度に着手・実施予定の具体的な取組はありますか。あれば市内では何か所あるのか伺います。

2点目、事業の成果を土砂災害ハザードマップにどう反映しているのか伺います。

○町田総括次長（都市計画課長） 本事業は愛媛県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の負担金です。令和8年度は、西の土居A地区、大島宮ノ谷地区、光明寺B地区、七宝台B地区、星越G地区の5地区で事業を予定していると伺っています。

土砂災害ハザードマップへの反映については、対策工事が終了し、愛媛県により土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定区域が変更された後、その変更された区域をハザードマップに反映します。

道路整備事業

○委員（山本健十郎） 1点目、予算額1億9,500万円ですが、予算の内容について伺います。また、過去3年間の予算について伺います。

2点目、主な事業の取組内容について、過去3年間の事業の積み残し件数についてお伺いします。

3点目、事業の積み残しが多く継続する場合、過去は予算の追加、国の補助等があったかと思いますが、現在はどのような状態ですか。

○亀井道路課長 まず、1点目の予算額の内訳についてですが、主な予算額としては、道路拡幅や舗装の更新、道路安全施設の工事費として7,440万円、道路拡幅に伴う測量設計や街路樹の剪定等

の道路管理の委託料として9,140万円、道路側溝の修繕料として2,000万円などとなっています。次に、過去3年間の予算については、補正予算も含めて令和5年度が2億2,000万円、令和6年度が1億9,500万円、令和7年度が2億1,500万円となっています。

2点目の主な事業の取組及び過去3年間の事業の積み残しについては、主な事業予定は、道路拡幅及び改良工事として3路線、隅切り改良工事として3か所、舗装修繕工事として4路線などを予定しています。

過去3年間、令和5年度から令和7年度の現時点までの間に受け付けた要望の積み残し件数は、道路拡幅・隅切り改良要望が6件、舗装修繕要望が85件、側溝の修繕及び路肩改良要望等が199件となっています。

また、過去3年間及びそれ以前の要望に対する積み残し件数は、道路拡幅・隅切り改良要望が12件、舗装修繕要望が196件、側溝の修繕及び路肩改良要望等が386件となっています。

3点目の現在の状態についてですが、本事業においては、各道路施設に対して修繕等の要望が多数ある中、積み残しの件数が増加しており、要望の受付から複数年を経て完了している状況であることは認識しています。今後は、予算は限られているため、状況改善に向け、予算の確保及び効率的な執行に努めます。

○委員（山本健十郎） 今、答弁いただいたように、非常にたくさんの事業の積み残しがあり、また、非常に予算が少ない状況です。国の交付金等を活用する状況がずっと続いていたと思いますが、どうもこの2年ぐらい、そういう状況ではないようです。そのような中で、今後についてはどのように考えていますか。

○赤尾副市長 積み残しもたくさんある中で、担当課では、緊急性や安全性等を精査して事業を実施していますが、資材費等が高騰している状況であることから、9月補正をめぐりに庁内で予算編成を検討していきたいと考えています。

○委員（小野辰夫） 我々が要求する内容というのは市民の意見です。市民から意見を聞き、それを担当課にお知らせしています。

予算の都合でできないのは分かりますが、我々にいつ頃実施できるのかという情報を示してもらえませんか。

○亀井道路課長 今、市民要望に対しては、要望実施までに四、五年ほどかかるという回答をしています。

○委員（小野辰夫） 市議会議員にもいつ頃できるということを知らせてほしいと思います。そうでないと市民に返事ができません。

○高橋建設部長 要望の内容にも、かなり時間のかかるものから、比較的早くできるものもあります。早く対応できる簡易なものに関しては、すぐに回答できますが、多大な事業費や時間を要するものについては、何年後にやりますといった実施時期をすぐに回答できないため、事業実施のめどが立てば回答するようにしたいと思っています。

午後 1時33分休憩



午後 1時35分再開

<第6グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○高橋消防本部総括次長（消防総務課長）（説明）

<質疑>

南消防署及び消防指令センター整備事業

○委員（河内優子） まず、総事業費とスケジュールについて伺います。

次に、緊急車両の道路進入に際し、適切な速度と事故防止の取組について伺います。

次に、夜間や住宅地での大きな音に関する対策について伺います。

○高橋総括次長（消防総務課長） 本事業に係る総事業費については、現段階では72億5,348万1,000円としています。今後の設計業務において最終的な額が示される予定となっています。

スケジュールについては、今後予算措置を行い、令和8年度末頃に着工、令和11年4月からの運用開始を目指したいと考えています。

次に、緊急車両の出動時等における事故防止の対策については、敷地から道路に出るまでの徐行と一時停止を徹底し、乗車員全員で左右の安全確認をすることなどにより、歩行者や通行車両等への十分な注意を行います。

次に、夜間等における音の対策については、緊急車両の出動時や訓練等においては、一定の音はどうしても発生しますが、出動時には敷地内での

サイレンを控え、日常の点検や訓練での声出しについても、早朝や夜間等を行わないなど、近隣の方々の生活環境に配慮した対策を検討しています。

○副委員長（高塚広義） 地元への説明会等を実施したと思いますが、その中で出た要望等があれば教えてください。

○高橋総括次長（消防総務課長） 令和6年度に一度、泉川校区を対象とした住民説明会を実施しています。その際には、サイレン等の音、バイパスの中央分離帯をどうするのかといった質問がありました。それらについては、先ほど答弁したように、サイレン等については極力控え、また、訓練等や点検等での発声等についても、対策を今後検討していくという回答をしています。バイパスの中央分離帯については、現在中央分離帯の切り欠き等を行い、西側方面へも出動が行えるような設計等を進めている状況です。

○委員（伊藤義男） 現在の南署には、国道11号に出動する際に、赤いランプが回りサイレンが鳴る装置があると思いますが、それと同様のものを新しい施設にも設置する予定はありますか。

○高橋総括次長（消防総務課長） 今のところ、緊急車両の出動時にサイレンを鳴らす装置を設置する予定はありません。

午後 1時46分休憩



午後 1時59分再開

<第7グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○安永教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）（説明）

<質疑>

小学校就学援助費

○委員（井谷幸恵） 1点目、本年度の予算は前年度と比べて大幅に減っていますが、その訳と背景について教えてください。ここ3年の推移を教えてください。

2点目、国から9万円の支出金ですが、なぜそんなに少ないのですか。算定式を教えてください。基本となる指標は何ですか。

3点目、補助の条件は何ですか。何人ぐらいいますか。捕捉率はどのくらいですか。

4点目、令和7年度の種類と人数を教えてください。

○高橋学校教育課長 まず、1点目の前年度予算からの大幅な減少については、給食費の無償化により、給食費が就学援助費の対象から外れたためです。次に、直近3年間の予算額の推移については、令和5年度が4,105万4,000円、令和6年度が4,583万6,000円、令和7年度が4,243万8,000円となっています。

次に、2点目については、国からの補助金は、就学援助対象児童のうち、要保護児童に係る修学旅行費のみが対象であり、補助費用は2分の1となっています。費用の算定については、前年の修学旅行費の平均額に物価上昇率を見込んだ金額を基準額としています。なお、令和8年度における対象者は5人分を見込んでいます。

次に、3点目については、就学援助の認定基準としましては、市民税所得割非課税世帯、または児童扶養手当全額受給者のいずれかの要件を満たしている世帯で、対象者数は実績を基に457人を見込んでいます。次に、捕捉率については、転職や離職、離婚等で対象者の状況は日々変化していくことから、把握していません。しかし、年度途中においても、対象要件を満たした場合には、申請できることを周知することで、適切な制度の運用に努めています。

次に、4点目については、令和8年2月末現在において、学用品費等購入費、学校給食費、校外活動費の援助対象者が447人、入学準備金が61人、修学旅行費が85人、少年自然の家参加援助費が69人となっています。

高齢者生きがい創造学園管理運営費

○委員（小野辰夫） まず、今現在何名ぐらいの利用者がいますか。

2番目に、建物の耐用年数が近づき補強工事を行ったと思いますが、存続を希望する方が非常に多いと思われそうですが、建て替え等の選択肢はありますか。

○安永総括次長（社会教育課長） まず1点目については、高齢者生きがい創造学園主催で実施している講座は、令和6年度実績で23講座に347名、延べ3,287人の受講がありました。また、サークル活動には37サークル、会員数772名、延べ2万2,243人が利用しています。

令和7年度は、2月末現在で17講座に381名、

延べ3,449人が参加しており、サークル活動には38サークルに764名が利用しています。

次に、2点目については、当面の間、現状維持することとし、令和4年度に耐震工事及び防水改修工事等を実施しましたが、公共施設再編計画では、機能移転後に廃止となっていることから、建て替えについては予定していません。

いじめ・不登校問題等対策費

○委員（河内優子） いじめの認知件数を伺います。

ネットいじめが多くなっていますが、予防対策と解決に向けた支援体制について伺います。

○高橋学校教育課長 まず、いじめの認知件数については、令和6年度が156件、令和7年度は、今年1月末現在で111件となっています。

次に、ネットいじめについては、予防対策として、各小中学校におけるネットモラルに関する動画の視聴や市PTA連合会による子供に携帯電話を持たせる保護者の責任に関する啓発活動、また、インターネットサイトの定期的な監視などを実施しています。

次に、支援体制については、インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口を設置しているほか、絆アンケートやジブンミカタプログラムなどによる調査を毎月実施することで、いじめの早期発見、早期解決に努め、傷ついた生徒の心情に寄り添った支援を実施する体制を構築しています。

○委員（山本健十郎） 1点目、予算額1,544万9,000円ですが、事業の内容について伺います。

2点目、不登校の小中学生の過去5年間の件数についてお尋ねします。

3点目、この対策事業として中学校2校でサポートルームの事業を取り組んできたと思いますが、小中学校で増加傾向にある中で、事業を小学校6校に導入するようですが、その他の対策について伺います。

○高橋学校教育課長 まず1点目については、あすなろ教室推進事業として、教育支援センターあすなろ教室指導員4人分の報酬、期末勤勉手当に係る人件費が1,321万7,000円、カウンセリングや各種活動の講師謝礼が19万5,000円、旅費等が33万9,000円、教材等の消耗品費が7万8,000円、通信運搬費が14万2,000円、体験活動のバスなど借上料が36万1,000円、その他が1万2,000円となっ

ています。また、不登校対策総合推進事業として、いじめ調査委員会委員の謝礼、旅費等が110万5,000円となっています。

2点目については、令和3年度が小学校28件、中学校150件の合計178件。令和4年度が小学校75件、中学校155件の合計230件。令和5年度が小学校164件、中学校183件の合計347件。令和6年度が小学校220件、中学校240件の合計460件。令和7年度は、今年1月末時点で、小学校200件、中学校244件の合計444件となっています。

次に3点目については、サポートルーム以外の不登校問題対策として、スクールカウンセラー、不登校等対策・生活支援非常勤講師、ハートなんでも相談員を配置するほか、スクールソーシャルワーカーとも連携した支援体制を構築しています。

また、あすなろ教室における学習・体験活動支援や1人1台端末等を活用した授業や行事へのオンライン参加などの対策や支援を実施しています。

○委員（山本健十郎） 今、答弁いただいたように、不登校の状況は小学校、中学校ともずっと増加傾向にあります。小学校で増えてきたため、小学校6校に導入するということですが、中学校に導入して取り組んだ状況について教えてください。

また、中学校での取組状況からすると、小学校6校に導入しても、改善は、もっと抜本的にやらないと難しいのではないかという気もするのですが、その辺の状況を御答弁お願いします。

○高橋学校教育課長 中学校2校の成果と課題ということだと思います。

令和8年2月末時点で中学校の実施状況としては、中萩中学校サポートルームの利用登録者は18名、そのうち不登校の状況が好転したのが11名、変化がなかったのが5名、悪化したのが2名となっており、延べ利用人数は1,022名となっています。

また、川東中学校サポートルームの利用登録者は12名、そのうち不登校の状況が好転したのが7名、変化がなかったのが5名、悪化したのがゼロ名となっており、利用延べ人数は552名となっています。

サポートルームを設置して、学校に行きたいがなかなか来ることができない、教室に入りたいが

なかなか入ることができない生徒の居場所となり、学習支援や生徒一人一人の心情に寄り添った相談業務ができていく状況は築けていると思います。

そして、登校時に活動計画などを生徒と一緒に作ることで、学校全体で生徒一人一人の状況を共有しやすい体制ができている、そういった成果が上がっていると思います。

今後の課題としては、現状サポートルームは学校に1つで、学年の壁がないため、学習支援の多様化や教員の関わり方なども考えていきたいと思っています。

○守谷次長 小学校にサポートルームを設置する件についてですが、不登校の要因は多様で、なおかつ、一人の児童生徒について複数の要因が出てくる場合があります。また、時間がたつにつれて、その要因や原因が変化していきます。中学校になると、不登校生徒に関するいろいろな原因、様々な要因があるので、なかなか対応するのが難しいですが、休み始めたときに丁寧な対応をしておく、その子がやっぱり学校に行きやすく、仲間の中に入りやすくなります。そのためにも、小学校で学校に行きにくくなり始めたときに、みんなに対応していくことが必要だと考えています。

○委員（山本健十郎） この問題は非常に厄介な問題ですが、解決しないといけない問題でもあります。

教育委員会はどのような活動をしているのか、また、学校では校長をはじめ、先生方でどのような対策をしているのかお尋ねします。

○高橋学校教育課長 教育委員会としてどういったことをしているかについてですが、長期欠席をしている児童生徒については、毎月その長期欠席の理由について調査をしています。その調査結果を見ると、回答数の多い理由というのは、生活リズムの不調であること、学校生活に対してやる気が出ない、また、学業の不振や宿題の未提出についての相談、そういったところが理由のワン、ツー、スリーです。そのため、こういったサポートルーム等の取組についても、不登校になっている児童生徒に対する対症療法ということにはなりますが、根本的な解決に向けては、家庭との協力、連携が欠かせない状況になっていると理解しています。学校としてもなるべく学校に来ていただきたいと思っていますし、来たときには配慮をしな

がら、少しでも楽しんでもらえるような対応はしているところです。

○守谷次長 学校の取組についてですが、週に1回生徒指導委員会という生徒の情報を共有する会を学校で開催しています。そこで生徒指導関係、いじめや不登校についての状況を教員間で共有して、どういう対策を、どういう関わりを持っていけばいいのかという内容について協議しています。その中で学校内だけで対応が難しければ、例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや関係機関とのつながりを持って対策を講じていく、そういったことも話し合いの中で決めながら対応しています。

○委員（山本健十郎） なかなか議論して解決するわけでもないですが、先ほどの不登校の件数の答弁で、令和7年度は1月までに小学校200件、中学校244件というような、令和6年度からあまり減少していませんが、学校も教育委員会も頭を痛めているんだろうと思いますが、再度、どうしていかないといけないということについて答弁お願いします。

○長井教育長 これまでも対応については、様々な考えて実施してきたところです。

基本的に居場所をつくるということは、対症療法という発言もありましたが、それはやはり基本的に大事なことで、今困っている子供に対応することは喫緊の課題だと認識しています。長期的な視点でこのような傾向に対応していくことについては、学校が楽しくなる方法を多くの方の協力を得てさらに考えていくことが、基本的な原則だと思います。そのために、学校の体制をどのような形でみんなを変えていくか、少しずつ変化させていくかということが今後非常に大事になっていくと認識しています。

学校はもちろん休んでもいいところですが、その傾向がずっと大きくなっていくと、ますますこの対象生徒が増えていくということを危惧しており、対応を地域の方も、教員も保護者も一緒になって、みんな考えていきたいと考えています。そして、学校は新たな学びを獲得して、楽しい場所になることが基本だと思います。

○委員（山本健十郎） この問題は学校、地域、家庭を含めて本当に何とかしないといけないと私は思っています。みんなで頑張りましょう。

○委員（加藤昌延） 河内委員の質問で、いじめ

の認知件数とネットいじめに関する答弁がありました。現在SNSのいじめも大変増えてきている中で、完全な把握は難しいと思いますが、現在把握しているSNSでのいじめの件数と内容、そして、特に深刻な内容があれば教えてください。

○高橋学校教育課長 SNS、インターネットによるいじめの件数ですが、毎月の調査では、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといったいじめの対応件数は、累計で小学校で2件、中学校で3件という報告を受けています。

○委員（加藤昌延） SNSの内容や誹謗中傷等で学校に来られなくなったというケースはありますか。

○高橋学校教育課長 そこまでの具体的な内容については把握していません。

○委員（野田明里） いじめの認知件数を伺いましたが、いじめ全体の具体的な内容の件数、それぞれの状況と傾向について、また、これまでとの変化について伺います。

○高橋学校教育課長 いじめの態様、どういったいじめの種類であるかということをお答えしてもらえればと思いますが、まず、割合として一番多いのは、冷やかしかからかい、悪口、脅し文句というのが全体の半数近い44%となっています。次に仲間外れ、集団による無視というのが約11%、次に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしながらたたかれたりするが14%、次にひどくぶつかられたり、たたかれるが10%、次に金品をたかれるが1%、その他の項目としては、金品を隠されたり、盗まれたりするが6%、次に嫌なことや危険なことをされたり、させられたりするが9%、パソコン、携帯電話等で誹謗中傷、嫌なことをされるが3%になっています。これは複数回答のため、合計で100%にはなりません。

○委員（野田明里） この順位や割合は、これまでとそんなに変わらないですか。

○高橋学校教育課長 件数はもちろん毎年異なりますが、冷やかしかからかい、悪口等、また、仲間外れ、集団により無視される、あと、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたたかれるといった態様については、令和4年、令和5年、令和6年とおおむね態様の傾向は同じです。7割強が先ほどの3点の理由になっています。

○委員（大條雅久） 確認したいのですが、質疑にもあった不登校の件数について、不登校という

のは、年間30日以上のお休みがあれば、それが1件になるのですか。

例えば、先ほどの答弁の中で、令和7年1月末で、中学校244件と答えたと思いますが、これは純粋に人数が244人という意味ですか。

また、例えば、5月の連休明けから夏休み前にかけて30日以上のお休みがあり、9月以降は通常どおり出席した場合も1件なのですか。

その統計の数字の内訳を教えてください。例えば、あすなる教室やサポートルームに通ってれば、これは不登校にカウントしないのですか。休みの年間30日の中にはカウントしないということになるのですか。

○高橋学校教育課長 不登校日数の数え方については、年間の累計で数えますので、年間の欠席日数が30日になった時点で、不登校としてカウントします。そのため、先ほどの例のように1学期の間に30日休むと、1件とカウントします。また、あすなる教室とサポートルームへの登校については、出席としてカウントしています。

○委員（大條雅久） それでは、件数が244件ということは、これは244人ということですか。

○高橋学校教育課長 そのとおりです。

○守谷次長 先ほどのあすなる教室等に行った場合の出席の件ですが、学校の出欠席については出席になります。ただし、文科省が調査している不登校の数には、30日を超えた場合、あすなる教室に行っても含まれます。今の居場所があればいいという考え方に、この調査が対応できているのかには疑問は残りますが、学校の出欠席では出席になりますが、不登校の数には入りません。

○委員（大條雅久） 今日、答えてもらった不登校の件数は、文科省の基準での答えですか。

○守谷次長 そのとおりです。

○委員（大條雅久） サポートルームに来るようになった、あすなる教室に通うようになった、居場所がある意味できた、通う場所ができたと言っても、文科省の言う不登校の人数から外れないということですか。

○守谷次長 校内のサポートルームに登校した場合は、学校内にあるので出席になります。あすなる教室に行った場合は、学校の出欠席では出席になりますが、文科省の調査の中には欠席として入るため、30日を超えた場合は、不登校児童生徒の数に含まれます。

○委員（大條雅久） サポートルームを広げて、そこに通うように、顔を出すようになれば文科省へ報告する数は減り、あすなる教室に通う子が増えても報告する数は減らないということですか。

○守谷次長 不登校の数自体はそうなります。

ただし、あすなる教室に居場所がある、校内のサポートルームに居場所があることは、子供たちにとっては貴重な安心できる場所であるということに変わりはありません。

○委員（伊藤義男） やはり不登校の経験がある人からいろいろ話を聞いたり、協議に参加してもらったほうがいいと思いますが、今回この対策を協議するに当たって、そういった経験者を呼んだとことはありますか。また、今後呼ぶつもりはあるのか伺います。

○高橋学校教育課長 不登校の対策を検討するに当たって、経験者の話を伺うことについてですが、不登校になっている子と全く話ができていないわけではなく、リアルな声を常に聞く中で、よりよい対策を考えており、不登校対策についてはそういった声を聞きながら、できるところから対策をしていく必要があると認識しています。

学校図書館支援センター充実費

○委員（小野志保） 1点目、内訳を教えてください。

2点目、学校司書の人数と勤務体制を教えてください。

3点目、前年度とほぼ同額の予算ですが、前年度と変わったところがありますか。

○高橋学校教育課長 まず1点目については、学校図書館支援センター長1人及び学校司書8人、計9人分の報酬、期末勤勉手当等に係る人件費が2,995万3,000円、学校図書館専用のWebシステム、TOOL i-Sの使用料が57万円、その他が約114万円となっています。

次に2点目については、学校司書の人数は8人、週4日の勤務で、別子小学校を除く全小学校について、おおむね1人当たり2校を担当しており、各校に週2回勤務しています。

次に3点目については、小中学校ICT環境更新に伴い、小学校の図書館管理システムに係る保守委託料及び電算機使用料を校務用パソコンや校務支援システムなどと一括して契約したことから減額となっていますが、一方で、人件費が増額となっており、本事業の予算総額は前年度とほぼ同

額となっています。

○委員（小野志保） 中学校へ配置する考え、予定はありますか。

○高橋学校教育課長 中学校への今後の配置については、新たな人材の確保や人件費などの課題があるため、現在のところ、新居浜市立図書館と連携し、生徒が電子図書館を利用して、タブレット端末からいつでも読書ができるような仕組みをつくっています。

また、中学校各校においては、図書担当委員会の生徒を中心に、週に数回程度、昼休みや放課後の時間帯に開館時間を確保し、主体的な運営に努めていると認識しています。

中学生にとっても、語彙力、表現力、読解力を向上させるために読書が必要であると認識しているため、引き続き読書に親しめるような環境整備に努めたいと考えています。

小学校サポートルーム活用事業費

○委員（越智克範） まず、小学校6校とした選定根拠と今後の選定基準はどのように考えていますか。

2点目、現状の2校以外の中学校への設置はどうするのですか。

3点目、各校1名の支援員設置とありますが、1名当たりの費用はどのように考えていますか。また、備品購入とはどのような内容ですか。

○高橋学校教育課長 まず1点目については、令和6年度と令和7年度上半期の不登校児童数の多かった学校から6校を選定しました。今後は、設置した小学校、中学校それぞれのサポートルームの運営方法について、成果と課題を検証した上で、方向性を検討していきます。

2点目については、小学校6校への設置による進学後の中学校の状況を見ながら、現状の2校以外の中学校への設置の方向についても検討していきます。

3点目については、支援員1人当たりの費用は、報酬が年間82万6,000円、通勤手当が5万1,000円で合計87万7,000円となっています。

次に、備品購入については、支援員やほかの児童と一緒に学習できるテーブルや個別スペースを作るためのパーティション、不登校児童やその保護者との連絡ツールとして使用するスマートフォンなどの購入を予定しています。

○委員（越智克範） 他市に比べて、サポートル

ームの設置が遅いように思いますが、新居浜市はこのことについてどのように考えていますか。また、先ほど、中萩中学校と川東中学校の現サポートルームの活用実績の数字が出されましたが、全体の不登校の数から見ると少ないような気がしますが、どのように考えていますか。

○高橋学校教育課長 まず、他市との比較についてですが、県内では松山市と今治市はサポートルームの設置に非常に力を入れており、全中学校に整備をするという方針で取り組んでいると認識しています。それ以外の市町については、国の事業を活用できる範囲で設置している状況と認識しており、それらの市町と比べると、新居浜市が決して遅れているというわけではなく、どちらかというところ積極的に取り組んでいる状況だと認識しています。

次に、全体の不登校児童生徒数に比べて、サポートルームの利用者が少ないのではないかということですが、委員の言うように、数字から見ると本当はもっと多くの児童生徒に利用してもらえるとありがたいですし、多くの子供に利用してほしいと思っていますが、やはり簡単に学校に来られる児童生徒を対象にしているわけではないので、児童生徒、また保護者ともよく話をしながら、児童生徒の心の準備ができたときに、そのような居場所にまず行ってみようという心の準備がどうしても必要だと思いますので、積極的に学校として活用の推進、紹介はしていますが、現実的にはそのような子供がすぐに学校に足を向けるという状況にはなっていないと認識しています。

○委員（越智克範） 大洲市は、今年度の予算でほとんどの学校にサポートルームを設置するというように聞いています。確かに、今治市と松山市は先進していますが、新居浜市は2校に設置してみて、なぜ次が6校なのか。なぜもう少し早くやらないのかということ、ものすごく疑問に感じます。これは要望に出します。

もう一つ、使い方に問題はないのかどうかです。各校に1名常設しているにもかかわらず、利用者が増えない、これだけの人数しか利用しないというのは、使い方に問題があるとは思わないのでしょうか。

○高橋学校教育課長 中萩中学校と川東中学校には、現在2名ずつ配置をしていますが、担任教員と保護者と児童生徒を含めた形で、それぞれの児

童生徒の状況を相談して、前向きな気持ちになったときには来てくれるようになるという形をとっていますので、働きかけが足りないといったことはないと認識しています。

○委員（野田明里） まず1点目、支援員はどのような方を任用されますか。

2点目、サポートルームは毎日朝から放課後まで受入れ体制が整うのですか。

3点目、この事業による目標は何ですか。

4点目、設置される6校以外の学校への対策や連携はどのようにしますか。

○高橋学校教育課長 まず、1点目の支援員については、採用に当たり資格要件は設けていませんが、児童の置かれた状況や心情に寄り添うことが求められる業務であることから、学校教育や児童福祉などに関する業務の経験がある方などを任用していきたいと考えています。

次に、2点目については、基本的にサポートルーム支援員が、朝から給食の時間までの3時間30分の間対応し、それ以外の時間帯については、学級担任をはじめ、相談員や不登校等対策・生活支援非常勤講師、専科教員、養護教諭など、学校全体で支援していきます。

次に、3点目については、学校に行きたいけれども、学校に来られない児童を独りにさせない、安心できる居場所を校内に確保することで、関係者が一人一人の状況に寄り添える環境を構築すること、また、不登校傾向を初期段階で早期発見・対応することができ、欠席の長期化や将来的な不登校の増加を抑制し、学級復帰をさせることを目標としています。

次に、4点目については、学校ごとに別室登校の環境の整備をしているほか、ハートなんでも相談員による個別支援や、1人1台端末を活用した授業や行事へのオンライン参加などを実施していきます。また、未設置校についても、定期的な報告会を設けて、設置される6校のサポートルームの運営方法について、成果と課題を各校に共有していきます。

○委員（野田明里） 安心できる居場所の確保はすごく大事なことだと思いますが、そうであるなら、3時間半というのは少し短いのかなと思います。

また、体調不良でどうしても午前中に起きて活動しにくい子供たちが一定数いると思います。その

子たちのためには、午後からも開設されているということは、すごく大きな安心になると思います。が、開設時間の延長について、今後考える予定はありますか。

○高橋学校教育課長 これまでも別室登校等をする児童の対応については、校長、教頭等の管理職、また専科教員、養護教諭などが当たっていました。この度、サポートルームを設置し、サポートルーム支援員を配置することで、主体的に不登校児童の対応をする職員が追加で配置されることになるので、教員から見ても、学校全体としても、負担は軽減されると認識しています。

また、途中で体調が悪くなった児童などがいた場合には、養護教諭などとも連携しながら、その症状にもよりますが、保健室を使うなど、柔軟に対応しながら、少しでも学校にいられるような環境を構築していきたいと思っています。

部活動指導員配置事業費

○委員（越智克範） 1点目、本事業の目的と実施内容はどのようなのですか。また、これまでの実績はどのようなになっていますか。

2点目、費用の内訳はどのようなになっていますか。

3点目、部活動の地域展開に関する取組は、この事業費で実施するのでしょうか。

よろしくをお願いします。

○高橋学校教育課長 まず1点目については、本事業は顧問教員が初任者である、専門的な指導をできないといった場合に、学校からの申請と推薦を受け、部活動指導員を配置する事業であり、教員の負担軽減及び生徒の活動意欲や競技力の維持、向上を目的として、実技指導や安全指導、大会や練習試合等の引率などを行う指導者を配置する事業です。

次に、令和7年度の実績としましては、西中女子ソフトテニス部、南中男女サッカー部、北中女子バレーボール部、中萩中男女サッカー部、川東中男女バドミントン部の5つの部活動に部活動指導員を1名ずつ配置し、令和8年2月末現在、延べ789時間指導を行っています。

次に、2点目の費用の内訳については、部活動指導員5名に対する報酬が184万8,000円、通勤手当が13万7,000円、指導員の部活動指導者研修会参加旅費が7,000円となっています。

次に、3点目については、本事業は現在の学校

部活動を運営する上で必要となる指導員を配置する事業であるため、部活動地域展開に関するものではありません。部活動地域展開に関する事業については、国からの補助事業を活用し、令和5年度から令和7年度まで実施した運動部活動地域移行実証事業が令和7年度をもって廃止となり、令和8年度からは国において、部活動の地域展開等推進事業が新たに創設される予定であることから、本市としても積極的に活用したいと考えています。

なお、この新規事業は、令和8年1月末に国から実施要領案等が示されましたことから、今後、本市における部活動地域展開の方向性に合致する補助メニューについて、事業申請を行う予定としており、採択の見通しが立てば、補正予算案として審議いただきたいと考えています。

○委員（越智克範） 地域展開についてですが、今年度、県では、指導者のデータベースの作成や、地域展開の加速化のために、8,000万円以上の予算がついています。国の予算を待って実施するのではなく、県や他の地域も部活動について令和8年度から進めているところが多いです。3年間の事業で、取りあえず休日の部活動をどうするかという話の結論を出さないといけないですが、令和8年度の様子見をしていると、時間がなくなってしまいうような気がします。どのように考えますか。

○高橋学校教育課長 県のシステムについては、私たちが話を伺っており、人材のマッチングシステムや、指導員になるための研修のウェブ講座などをするためのシステムだと伺っています。

ただ、それを活用するに当たっての通知等は、まだ各市には下りてきていないと思います。

そして、令和8年度から何をやるのかということですが、新居浜市の地域展開の方針に合致する事業については積極的に活用し、令和8年度から地域展開に向けた動きをスタートできるように取り組んでいきたいと考えています。

小学校体育館空調整備事業

○副委員長（高塚広義） まず、予算額14億7,809万円の内訳について伺います。

2点目、ガスを熱源とした空調を選定した経緯及び空調の仕様について伺います。また、この仕様の空調を選定した理由についても伺います。

3点目、大規模災害時に避難所となる体育館な

ので、電源喪失時に対応可能なのか伺います。

4点目、空調据付け後のランニングコストについては、ほかの仕様の空調と違いはあるのか伺います。

5点目、体育館の保温工事が必要と考えますが、工事仕様について伺います。

○**正岡学校施設課長** まず、1点目の予算額の内訳については、体育館空調整備に係る建築工事費が1億3,355万1,000円、電気工事費が3億2,854万8,000円、機械工事費が9億9,430万1,000円、工事監理業務に係る委託料が2,169万円です。

2点目については、空調の一般的な熱源としては、電気、EHPとガス、GHPがありますが、導入コストでは電気のほうが有利ですが、ランニングコストを含めた20年間のトータルで考えると、電気もガスもほぼ差はありません。なお、学校活動で想定する実質的な運転時間で考えると、ガスのほうが有利です。また、自立型のガス空調を採用することにより、停電時でも運用が可能となることから、空調設備の仕様として、ガスを選定しました。

3点目については、各学校にLPガスを貯留するガスバルクを2基設置し、停電時でも室外機で発電した電力により、最大3日間、空調機、照明等が使用可能となっており、非常用電源や燃料備蓄としての機能を確保しています。

4点目については、ランニングコストのうち、光熱水費については、ガスと電気では、ガスのほうが有利となります。機器のメンテナンス費については、ガス、電気、どちらも同程度と想定しています。

5点目については、断熱性の確保のため窓からの熱損失を抑える遮光カーテンを整備することとしています。

○**委員（加藤昌延）** 空調設備の光熱水費は保護者負担を求めるのですか。

○**正岡学校施設課長** 学校活動等に係る空調使用については、保護者負担を求めることにはしていません。

<歳入>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○**大西財政課長（説明）**

<質疑> なし

午後 3時28分閉会

午後 3時03分休憩



午後 3時12分再開